

監監第 415 号  
令和7年7月18日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年7月1日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

#### （理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

#### 1 地域活動推進費補助金の上限引き上げについて

本件請求において請求人は、「地域活動推進費補助金の上限」「引き上げを取り消す」「ことを求める。」「令和7年5月26日付、横浜市職員措置請求書について」「再度の住民監査請求をします。」と述べています。

住民監査請求の対象となるのは、普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は職員による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実です。

請求人の主張は、令和7年5月26日付横浜市職員措置請求書（令和7年5月28日受付）における主張と同一（地域活動推進費補助金交付要綱の改正を求めるもの）であり、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を摘示したものとは認められません。

#### 2 地域活動推進費補助金の支出について

請求人は、「横浜市地域活動推進費補助金交付要綱（以下、要綱という）に基づく今年

（裏面あり）

度の横浜市地域振興担当課職員による自治会に対する補助金交付」と述べていることから、令和7年度の自治会に対する地域活動推進費補助金の支出について摘示しているものと解されます。

本件請求において請求人は、「横浜市地域活動推進費補助金交付要綱（以下、要綱といふ）に基づく今年度の横浜市地域振興担当課職員による自治会に対する補助金」の「支出を防止若しくは是正する措置を、市長が講ずることを求める」理由として、「自治会補助金が地域活動を推進していない」、「要綱に」「自治会の定義」「が無い」、「自治会は住民の共助・コミュニティ活動であり、会費は本来無い会である。」「会費が無いはずの会に、市組織が、何故、地域活動補助金を交付するのか？わからない。」、「補助金上限引き上げ」は「自治会デジタル化が背景にあるようだが、」「自治会デジタル化は、市民の自治会加入率を今以上に低下させる。」、「横浜市組織（市民局地域活動推進課、各区地域振興課）が、市民の自治会未加入者増の原因を把握せずに、地域活動補助金の上限を引き上げ、補助金ばらまき行政を推進している。」と述べていますが、請求人のこれらの主張は、地域活動推進費補助金全般についての意見であり、当該補助金の交付に係る支出手続等の財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。